

北海道情報大学情報発信ガイドライン

1. 目 的

インターネットによって情報発信を行うことは、もはや必要不可欠といえる。一方で、各種権利侵害を伴うような情報の発信は、その為のトラブル対応による業務効率の低下や、社会的信用を失わせる要因となる可能性もある。

北海道情報大学（以下「本学」）のドメイン（do-johodai.ac.jp）からの情報発信だけに限らず、個人契約 ISP（インターネットサービスプロバイダ）上のウェブページや私的な SNS アカウント（X、BlueSky、Facebook、Instagram、mixi2 など）から個人として情報を発信する場合（私的な情報発信）であっても、大学に籍を置く者と見なされることが多いので注意が必要である。

本ガイドラインは、上述したリスクを軽減し、情報資産を保護し、利用者がインターネットを用いて各種コンテンツや情報を正確かつ安心・安全に公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、ウェブ、SNS、動画配信サービス機能を用いての情報発信やオンライン講義ツールで講義を行う本学の教職員及び学生を対象とする。

3. 情報発信に係る全般的な注意事項

各種情報を発信する際には、各種法令を遵守し、ISP やサービス提供者事業者の利用規約や、関連の学内規則を守らなければならない。

また、公序良俗に反する行為や社会通念上してはならないことは、行ってはならない。

3. 1 著作権等の知的財産の遵守

他人の知的財産権を侵害してはならない。特に、オンライン講義や公開講座のコンテンツ作成や実施、ウェブページ作成・公開時には、著作権侵害が発生しやすいため十分に注意すること。

オンライン講義において、コンテンツが受講者以外からも視聴可能な場合は、通常講義での資料配布とは異なる対応が必要となるので注意が必要である。

オンライン講義における著作物の利用に関しては、「授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」が公開する『改正著作権法第 35 条運用指針』を参照し、著作権法 35 条後段に従い著作権者の利益を不当に害してはならない。

3. 2 肖像権・パブリシティ権などを侵害してはならない

他人の写真等を本人の同意なく掲載してはならない。

3. 3 他人に迷惑をかけるような情報発信の禁止

ネットワーク上で情報発信する際は、人を誹謗中傷する内容や他者のプライバシーを侵害するような情報等、他人に迷惑をかけるような情報を発信してはならない。

3. 4 研究成果や研究途中の情報を掲載する際の注意

研究成果や研究途中の情報を掲載する際には、公開に問題がないということを十分留意すること。海外への情報漏洩には、法的規制もあることを特に留意すること。実験等で取得したデータについても同様である。

3. 5 企業名やロゴなどの扱い

学会やシンポジウム等で協賛企業のロゴを貼るときは、事前に大学側や相手側と協議すること。

3. 6 顔写真の掲載によるリスク

ゼミのホームページや個人のホームページ等に肖像写真や個人情報を掲載する場合は、そのリスクを十分に考慮すること。

3. 7 その他（公序良俗に反する情報発信の禁止など）

違法な情報はもちろんのこと、公序良俗に反する情報や有害情報を発信してはならない。

4. デジタルアーカイブを行う際の注意事項

古典資料などのデジタルアーカイブをネットで公開する際には、各種権利処理が済んでいるかを確認すること。

5. 各種利用規程の遵守と目的外利用の禁止

5. 1 目的外利用の禁止

情報発信者は、本ガイドライン以外にも、関連の情報システムやサービスの利用に関する規程や規約を守らなければならない。また、本学の定めるネットワーク利用目的や、SINET が定める目的以外の利用をしてはならない。

本学の情報設備及び SINET は、教育・研究の推進と職務・支援業務遂行のために提供されているため、情報発信者は、公用と私用の区別を意識して、設置目的にそぐわない情報を公開しないように注意しなければならない。

5. 2 本学では、学部や各研究室サーバからの教育・研究目的から逸脱した政治や宗教に関する情報の発信を禁止する。

6. システムの安全性の確保

6. 1 セキュリティの確保

最近では、ウェブでの情報公開のためのサービスやソフトウェアが利用でき、ウェブによる情報公開が容易になったが、誤った公開設定による情報漏洩やウェブページの乗っ取り等が他機関等で頻発しているため、ウェブページを作成するときは、セキュリティに十分注意しなければならない。特に OS や CMS (Contents Management System、コンテンツ管理システム)、各種ウェブ公開サービスの利用においては、適切な設定及びテストを公開前に実施し、公開後もセキュリティ情報に注意を払い適切にシステムやコンテンツの保守を行うこと。ページの作成や保守を業者に委託する場合も同様である。

6. 2 ウェブサーバの非表示ディレクトリに関する注意

公開すべきでない情報は、たとえウェブサーバの非表示設定されたディレクトリであっても置いてはならない。

6. 3 十分なサーバ容量やネットワーク資源の確保

ウェブページを公開するためのサーバを設置する際には、そのマシンやネットワークが十分なアクセスに対応しうるものとする。

7. ウェブページや掲示板の管理者等の責任の及ぶ範囲

「プロバイダ責任制限法」は、ウェブサイトや掲示板の管理者も「特定電気通信役務提供者」と見なしているため、これらのコンテンツの管理を行う者は、同法上の責任と義務を負うため十分に注意すること。

7. 1 権利侵害があった場合

本学では、自己の管理するサーバやネットワーク内で権利侵害があることが明らかである場合、管理者は可及的速やかにその情報を削除させるか、あるいは削除するものとする。

7. 2 発信者情報の開示

本学では、権利者（あるいは、権利者と称する者）又は捜査機関から、発信者情報の開示請求があった場合は、法的拘束力のある書類（裁判所の令状など）がない限り、これに応じないこととする。

8. ソーシャルメディアからの情報発信の際の留意点

プロフィールに大学に在籍していることを公開している場合、又は公開していなくても検索によってそれが判明する場合には、本学の信用を損なうことがないように、学内からの情報発信と同等の注意を払わなければならない。また、発言内容から本学に在籍していることを特定されてしまう可能性があることを留意すること。

9. 本ガイドラインに関する相談窓口

ウェブ管理者は、緊急時の対応及び本ガイドラインの内容を超えた対応が必要とされる場合には、情報センター事務室に報告・相談し、指示を受けること。